

岐阜県公報

目次

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例
に関する条例施行規則

(税務課) 一

規則

号外(二) 平成二十六年三月二十日

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(対象事業)

第三条 条例第二条第一項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 航空宇宙事業
- 二 新エネルギー関連事業
- 三 食料品関連事業
- 四 医薬品関連事業
- 五 医療・福祉機器関連事業
- 六 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)による改正前の租税

特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の二第一項に規定する高度技術工業又はこれに類する事業

七 バイオテクノロジーを利用する事業

八 ナノテクノロジーを利用する事業

九 ヴァーチャルリアリティー（以下「VR」という。）の技術（以下「VR技術」という。）を利用する事業のうち、次に掲げる事業

イ VRの入出力装置の設計製造を行うもの

ロ VR技術を用いた操作・入出力装置を備えた各種機械器具の設計製造を行うもの

ハ VR技術を用いた各種業務の訓練装置等の施設の提供を行うもの

ニ VR技術を用いて製品の設計、デザイン、構造解析又は性能評価を行うもの

（VR技術の内容が高度であると知事が認めたものに限り。）

十 前各号に掲げるもののほか、知事が特に認める製品の製造を行う事業

（固定資産の範囲）

第四条 条例第二条第一項第一号及び第三項第一号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 対象家屋の床面積の六十五分の百に相当する面積（対象用地内に、自然環境に配慮した公園等を整備し、又は取得する場合にあつては当該公園等の面積を、その他の屋外施設を整備し、又は取得する場合にあつては知事が相当と認める面積を、それぞれ加算した面積）に係る対象用地

二 対象家屋

三 対象家屋の取得に伴い新たに取得した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第四号に規定する償却資産（当該対象家屋において操業し、又は営業を開始するまでに取得したものに限り。）

（不均一課税の申請）

第五条 条例第二条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、企業立地の促進に係る補助金で知事が定めるもの（以下「補助金」という。）の交付決定の日から一月以内に、別記様式による申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する期限が対象用地の取得の日の翌日から起算して五年を経過する日の六十日前を超えるときは、当該五年を経過する日の六十日前までに提出しなければならない。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 補助金の交付決定通知書の写し

二 条例第二条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、完全支配関係を証明する書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（岐阜県税条例施行規則の適用除外）

第六条 条例第二条第一項又は第三項の規定の適用がある場合においては、岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第七十七条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

別記様式 (用紙日本工業規格A4) (第5条関係)

受 付 印 年 月 日 県税事務所長 様		住 所 (所 在 地)		処 理 事 項	
		申 請 者 氏 名 [法人にあってはその 名称及び代表者氏名]	この申請書について応答 する係氏名		電 話 番 号
企業立地の促進に係る不動産取得税の不均一課税申請書					
企業立地の促進 に係る補助金の 交付決定日		年 月 日			
土地又は家屋の区分		土 地		家 屋	
所 在 地					
地 番 又 は 家 屋 番 号					
地 目 又 は 種 類 及 び 構 造					
地 積 又 は 床 面 積					
課 税 状 況		課 税 ・ 未 課 税		課 税 ・ 未 課 税	
課 税 年 度					
税 額		円		円	
還 付 先 口 座 (既に納付済みの場合)		金融機関名			支 店 出 張 所
		口座番号 (普通・当座)			
摘 要					

- 備考 1 の欄は、記載しないこと。
 2 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができること。

平成二十六年三月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社